

改正

令和元年6月28日消防長訓第2号

令和3年3月15日消防長訓（予）第3号

令和7年11月28日消防長訓（予）第38号

防火基準適合表示制度運用要綱を次のように制定する。

防火基準適合表示制度運用要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、不特定多数の者を収容する防火対象物の防火安全対策の重要性に鑑み、防火対象物の関係者の防火に対する意識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置、維持管理等を促進するとともに、防火安全上重要な建築構造等への適合性も含めた一定の基準に適合する防火対象物の情報を利用者等に提供することにより、防火安全体制の確立を図ることを目的とした表示（以下「防火基準適合表示」という。）制度の運用について必要な事項を定めるものとする。

（表示対象）

第2条 防火基準適合表示の対象は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の2の5第2項第4号に規定する特定防火対象物とする。

（申請）

第3条 前条に掲げる防火対象物の管理について権原を有する者で防火基準適合表示を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、第1号様式による防火基準適合表示申請書に必要書類（別表1に掲げる必要書類をいう。）を添付し、当該防火対象物を管轄する消防署長（以下「署長」という。）あてに1通申請するものとする。

（審査）

第4条 署長は、前条による申請があったときは、別表2に定める審査基準に基づき審査を行うものとする。

2 署長は、前条の申請のあった防火対象物について、該当する審査項目のすべてが判定基準に適合していると認めたときは、申請者に対して、その旨を第2号様式による防火基準適合表示通知書により通知するものとする。

3 署長は、前条の申請のあった防火対象物について、該当する審査項目のいずれかが判定基準に

適合していないと認めるときは、申請者に対して、その旨を第3号様式による防火基準不適合通知書により通知するものとする。

4 署長は、第2項の規定による通知を行ったときは、第4号様式による防火基準適合表示対象物報告書により消防局長（以下「局長」という。）あて報告するものとする。

（標章）

第5条 前条第2項の規定による通知を受けた者が表示する標章（以下「標章」という。）は、別図に定めるものとし、その種類は次のとおりとする。

（1） 表示マーク（銀） 新規に表示するとき又は表示を開始してから継続して3年間を経過しないときに表示するもの

（2） 表示マーク（金） 前号の表示を3年以上継続したときに表示するもの

2 標章は、前条第2項の規定による通知を受けた者でなければ表示してはならない。

（標識の交付）

第6条 局長は、第4条第4項の規定による報告があったときは、前条第1項第1号又は第2号の標章を印刷した標識（以下「標識」という。）を1部作成し、署長あて送付するものとする。

2 署長は、第5号様式による標識交付書とともに前項の規定により送付された標識を申請者に交付するものとする。

（標章の表示）

第7条 第4条第2項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る防火対象物（以下「防火基準適合表示対象物」という。）の主たる出入口等見やすい箇所に標章を表示するとともに、標章の電子データ（以下「標章データ」という。）を使用して書面及びホームページ、電子メールその他の電子媒体に標章を表示することができる。

（標章の表示期間）

第8条 標章を表示することができる期間は、第4条第2項の規定による防火基準適合表示通知書に記載された表示開始日から第5条第1項第1号の標章については1年間、同項第2号の標章については3年間とする。

（標章表示許諾の取消し）

第9条 署長は、防火基準適合表示対象物が、次の各号のいずれかに該当することが明らかとなったときは、第4条第2項の規定により通知した者に対して、標章の表示の許諾を取り消したことを第6号様式による防火基準適合表示取消通知書により、通知するものとする。

（1） 防火基準適合表示対象物が、審査基準に適合しないことが明らかとなったとき

(2) 標章を不正に使用又は改ざんしたことが明らかになったとき

2 署長は、前項の規定による通知を行ったときは、第7号様式による防火基準適合表示取消対象物報告書により局長あて報告するものとする。

(電子情報処理組織による申請等の事務処理)

第10条 電子情報処理組織（大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年条例第86号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）による申請等の事務処理については、この要綱の規定にかかわらず、別に定める。

(施行の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、防火基準適合表示制度の運用に関して必要な事項は、予防課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日消防長訓第2号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に存する第15条の規定による改正前の防火基準適合表示制度運用要綱第1号様式から第4号様式、第6号様式及び第7号様式による用紙は、同条の規定による改正後の防火基準適合表示制度運用要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則（令和3年3月15日消防長訓（予）第3号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(標章に関する経過措置)

2 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の標章は、この訓令による改正後の防火基準適合表示制度運用要綱（以下「新要綱」という。）の規定にかかわらず、その表示期間が満了するまでの間なおこれを使用することができる。

(様式に関する経過措置)

3 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の防火基準適合表示制度運用要綱第1号様式による用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則（令和7年11月28日消防長訓（予）第38号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の防火基準適合表示制度運用要綱第2号様式から第7号様式による用紙は、この要綱による改正後の防火基準適合表示制度運用要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

別図（第5条関係）



表示マーク（銀）



表示マーク（金）

備考

色彩については、地を紺色とし、その他の部分は、表示マーク（銀）は銀色とし、表示マーク（金）は金色とする。

別表 1 (第 3 条関係)

添付書類

必要書類	種別	
	表示マーク (銀)	表示マーク (金)
防火対象物 (防災管理) 定期点検報告書の写し ※ 1	申請日から過去 1 年以内に実施したものを添付すること。 ただし、消防署長に報告済みのときは添付を省略することができる。	前回の申請日以降に実施したものをすべて添付すること。 ただし、消防署長に報告済みのときは添付を省略することができる。
防火対象物 (防災管理) 点検報告特例認定通知書の写し※ 2	申請日直近のものを添付すること	申請日直近のものを添付すること
消防用設備等 (特殊消防用設備等) 点検結果報告書の写し	申請日から過去 1 年以内に実施したものを添付すること。 ただし、消防署長に報告済みのときは添付を省略することができる。	前回の申請日以降に実施したものをすべて添付すること。 ただし、消防署長に報告済みのときは添付を省略することができる。
製造所等定期点検記録表の写し	申請日から過去 1 年以内に実施した記録表を添付すること	前回の申請日以降に実施した記録表をすべて添付すること
定期調査報告書の写し ※ 3	直近の定期調査の期間内に行ったものを添付すること	直近の定期調査報告の期間内に行ったものをすべて添付すること
その他必要と認める書類	表示基準に適合していることを確認できる書類	

※ 1 法第 8 条の 2 の 2 に基づく防火対象物定期点検報告の対象とならない防火対象物についても、同条に規定する点検を行い、その結果を申請書に添付すること

※ 2 法第 8 条の 2 の 3 (法第 36 条において準用する法第 8 条の 2 の 3) に基づく点検及び報告の特例の認定により防火対象物定期点検報告が免除されているときは、防火対象物 (防災管理) 定期点検報告書の写しに代えて防火対象物 (防災管理) 点検報告特例認定通知書の写しを添付すること

※ 3 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号。以下「建基法」という。) 第 12 条に基づく定期調査報告

書の写し。なお、同条に基づく定期報告の対象とならない防火対象物についても、建築士等有資格者により調査（建基法第12条に基づく定期調査に準じた調査）を行い、その結果を申請書に添付すること

別表2（第4条関係）

審査基準

1 審査項目

表示にあたっての審査項目は、次に掲げるものとする。

審査項目	
防火管理等	防火対象物の点検及び報告
	防火管理者等の届出
	自衛消防組織の届出
	防火管理に係る消防計画
	統括防火管理者等の届出
	防火・避難施設等
	防災対象物品の使用
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出
	火気使用設備・器具
	少量危険物・指定可燃物
	防災管理
防災管理者等の届出	
防災管理に係る消防計画	
統括防災管理者等の届出	
消防用設備等	消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持
	消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検報告
危険物施設等	
建築構造等	定期調査報告
	建築構造等

2 判定基準

別に定める判定基準に適合していること

第2号様式（第4条関係）（A4）

防火基準適合表示通知書

年 月 日

（申請者住所・氏名等） 様

大阪市 消防署長
階級

公印

年 月 日付けで申請のあった次の防火対象物については、防火基準適合表示制度運用要綱第4条第1項に基づく審査の結果、当該要綱に定める基準に適合しているので、標章の表示を認めます。

記

防火対象物	所在地	
	名称	
	主要用途	
表示開始日		
表示可能期間		<input type="checkbox"/> 銀（表示開始日から1年間） <input type="checkbox"/> 金（表示開始日から3年間）
特記事項		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること
2 □印のある欄については、該当の□印にレをつけること

防火基準不適合通知書

(申請者住所・氏名等) 様	年 月 日
大阪市 消防署長 階級	公印
年 月 日付で申請のあった次の防火対象物については、防火基準適合表示制度運用要綱第4条第1項に基づく審査の結果、当該要綱に定める基準に適合していませんでしたので通知します。	
記	

防 火 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	主要用途	
不適合理由		
特 記 事 項		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること

第4号様式（第4条関係）（A4）

防火基準適合表示対象物報告書

消 防 局 長 様	年 月 日
	消 防 署 長
年 月 日付けで（新規・更新）申請のあった防火対象物について、 審査基準に適合しているので、防火基準適合表示制度運用要綱第4条第4 項の規定に基づき次のとおり報告します。	
記	

防 火 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	主要用途	
申 請 者		
表示開始日		
標章の種類		<input type="checkbox"/> 表示マーク（銀） <input type="checkbox"/> 表示マーク（金）
備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること
 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること

標 識 交 付 書

(申請者住所・氏名等) 様	年 月 日
	大阪市 消防署長 階級
年 月 日付で申請のあった次の防火対象物については、防火基準適合表示制度運用要綱第4条第1項に基づく審査の結果、当該要綱に定める基準に適合しているので、標識を交付します。	
記	

所 在 地	大阪市 区
防火対象物名称	
表 示 開 始 日	年 月 日

なお、標章の取扱いについては、次の事項に留意してください。

- 1 標章を印刷した標識は、当該防火基準適合表示対象物に出入りする者が見やすい位置に掲出してください。
- 2 標章の電子データを使用して書面及びホームページ、電子メールその他の電子媒体に表示する場合は次の各号のとおりとしてください。
 - (1) 総務省消防庁のホームページからダウンロードしたものを使用してください。
 - (2) 交付した標識に記載されたものと同じ内容で表示してください。
 - (3) 標章の複製については、当該防火対象物の管理について権原を有する者の責任において適正に管理してください。
- 3 次の各号のいずれかに該当することが明らかとなったときは、標章表示の許諾が取り消されます。
 - (1) 防火基準適合表示対象物が、審査基準に適合しないことが明らかとなったとき
 - (2) 標章を不正に使用又は改ざんしたことが明らかになったとき

第6号様式（第9条関係）（A4）

防火基準適合表示取消通知書

年 月 日

（対象者住所・氏名等） 様

大阪市 消防署長
階級

公印

次の防火基準適合表示通知書に係る防火対象物については、防火基準適合表示制度運用要綱第9条第1項に定める取消事由に該当するため、標章の表示の許諾を取り消したことから、当該防火対象物における標章の表示を直ちに中止するよう通知します。

記

防火対象物	所在地	
	名称	
	主要用途	
表示開始日		
<p>取消事由</p> <p><input type="checkbox"/> 防火基準適合表示対象物において審査基準に適合しないことが明らかとなったため</p> <p><input type="checkbox"/> 標章を不正に使用又は改ざんしたことが明らかとなったため</p>		

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること

2 □印のある欄については、該当の□印にレをつけること

防火基準適合表示取消対象物報告書

年 月 日

消 防 局 長 様

消 防 署 長

防火基準適合表示の取消しを通知した防火対象物について、防火基準適合表示制度運用要綱第9条第2項の規定に基づき次のとおり報告します。

記

防 火 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	主要用途	
対 象 者		
表示開始日		
標章の種類		<input type="checkbox"/> 表示マーク（銀） <input type="checkbox"/> 表示マーク（金）
<p>取消事由</p> <p><input type="checkbox"/> 防火基準適合表示対象物において審査基準に適合しないことが明らかとなったため</p> <p><input type="checkbox"/> 標章を不正に使用又は改ざんしたことが明らかとなったため</p>		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること
- 2 印のある欄については、該当の印にレを付けること